

1 アレルギー疾患問診票

アレルギー対応にあたっては、アレルギー疾患がある児童・生徒の情報を漏らさないために、毎年「アレルギー疾患問診票」を全保護者に配付し、アレルギー疾患の状況を把握します。

2 学校生活管理指導表（下記※参照）

学校管理下で責任を持った対応をするため、保護者や児童・生徒の判断や希望に基づくアレルギー疾患の申出ではなく、必ず医師からアレルギーであることの確定診断を受け、アレルギー原因物質を特定してもらう必要があります。

そのため、学校におけるアレルギー疾患の対応は、原則として医師の診断と指示による「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」（※印参照。以下、「学校生活管理指導表」という。）の提出をもって行います。

3 食物アレルギーの対応

食物アレルギーの対応は、調理室の現状や児童・生徒の実態(重症度や原因食材の数、対応人数等)に応じて安全に提供ができる範囲内で行います。ただし、作業工程や施設の対応能力を超える場合、また除去が困難な場合などは弁当持参によることとします。

※ 学校生活管理指導表とは

医師の診断書に代わるものであり、今回の問診調査において、学校管理下で対応が必要と回答された場合に、後日書式をお渡しします。

学校生活管理指導表は、アレルギー疾患について、児童・生徒、保護者、教職員が共通の正しい認識に立って取り組んでいくために必要ですので、主治医に記載をもらってください。提出がされない場合、学校管理下において対応を行うことができません。

また、毎年度配慮が必要な児童・生徒には学校生活管理指導表も毎年度提出していただくよう、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人日本学校保健会作成、文部科学省監修）」において定められています。

なお、医療機関において、文書料（診断書料）が保護者負担となりますので、あらかじめご了承ください。